

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社の経営理念は、「リアルなITコミュニケーションで豊かな社会形成に貢献する」であります。

この経営理念のもと、取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行し、企業活動を行ってまいります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳】

現状では、機関投資家や外国人株主比率が相対的に低いため、コスト等を勘案した結果、議決権行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。

今後につきましては、機関投資家や外国人株主の持株比率の増加状況に応じて、検討を行ってまいります。

【補充原則2-2-1 行動準則の定期的なレビュー】

期初に開催される全役員・従業員が参加する期初全社キックオフミーティングの場にて、行動準則を代表取締役社長が説明し、浸透状況の確認をしておりますが、取締役会による適宜または定期的なレビューは実施しておりません。

今後、行動準則に関する社内アンケートや、e-ラーニング等を通じて行動指針の準拠状況を確認し、取締役会において適宜または定期的なレビューを行えるよう検討してまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

現状では、外国人株主比率が2%程度と低いため、コスト等を勘案した結果、英語による情報開示は行っておりません。

今後につきましては、外国人株主の持株比率の増加状況に応じて開示を検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画の開示】

当社では毎期中期経営計画を策定しておりますが、当社が事業展開するICT関連、グループウェア市場は経営環境・技術変化が速く、計画が大きく乖離する可能性があるため、開示はしていません。ただし、毎月の取締役会にて今年度予算数値と実績の乖離分析を行い、今年度予算が目標未達となる場合にもその原因や対応の内容を十分に分析し議論しております。次年度以降の計画と実績の乖離分析は現在行っておりませんが、今後経営企画室を中心に数値を取りまとめ、取締役会での報告を含め検討してまいります。

また、上記の今年度予算の分析結果を勘案して、毎期中期経営計画をローリングして作成しております。現状では、策定した中期経営計画を開示する予定はありませんが、株主の皆様からの要望等により、開示の検討を行ってまいりたいと考えております。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、企業経営及び業務運営等を通じて人材の育成に取り組んでおり、最高経営責任者である代表取締役の後継者計画につきましても、中長期的な課題と認識しております。

独立した立場である社外取締役による意見等を得て、適宜中長期的な後継者計画について、取締役会で議論を行ってまいりたいと考えております。

【補充原則4-2-1 インセンティブとしての業績連動報酬や自社株報酬の割合】

取締役の報酬は、固定報酬(株主総会で承認された年間報酬限度額の範囲内で個々の報酬額は代表取締役に一任する形式)のみとなっており、業績連動報酬及び自社株報酬については現時点では導入していません。しかしながら、当社の社内取締役は4人全員が相当数の株式を保有しており、中長期的な会社の成長・発展に対するインセンティブは十分に有していると考えております。今後、独立した立場である社外取締役による意見等を得て、業績連動報酬や自社株報酬の導入についても、適宜検討してまいりたいと考えております。

【補充原則4-3-2 CEOの選任】

当社では、短期的には最高経営責任者である代表取締役の交代は予定されていないこともあり、現時点では最高経営責任者の選解任についての客観性・適時性・透明性のある手続きは確立されていませんが、後継者計画とあわせて中長期的な課題として認識しており、独立した立場である社外取締役による意見等を得て、取締役会で議論を行ってまいりたいと考えております。

【補充原則4-3-3 CEOの解任】

当社では、現時点では最高経営責任者を解任するための客観性・適時性・透明性のある手続きは確立されていませんが、補充原則4-3-2とあわせて、独立した立場である社外取締役による意見等を得て、取締役会で議論を行ってまいりたいと考えております。

【補充原則4-10-1 独立した諮問委員会の設置】

当社は、全取締役6名のうち、独立社外取締役は2名と過半数に達していませんが、独立社外取締役からは企業経営経験者や専門家としての知見を活かして取締役会や各取締役に意見述べ、必要に応じて助言を行っております。任意の諮問機関としての委員会は設置していませんが、現時点では、取締役会の場において、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式の保有目的の説明、議決権行使基準の策定】

当社は、現時点では政策保有株式を保有しておりませんが、経営戦略、取引先との関係構築や関係性強化につながり、中長期的に企業価値の向上に資すると取締役会で判断した場合においては、今後他社の株式を政策的に保有する可能性があります。政策的に保有することとなった上場株式については、その中長期的なリスク・リターンを勘案し、保有目的に照らした継続保有の合理性について取締役会にて毎年検討を行うこととします。また、議決権の行使については、個々の株式の発行企業との関係性に応じた定性的かつ総合的な判断が必要であるため、現時点では統一した基準を策定することはしておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、上場会社がその役員や主要株主等との取引を行う場合に、会社や株主共同の利益を害することのないよう、関連当事者管理規程にて当該取引を行う際の手続を定めております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を有しないため、該当事項はありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 当社の経営理念については、以下の当社ホームページに記載しております。

<https://www.neo.co.jp/corp/philosophy.html>

経営戦略、経営計画につきましては、決算説明資料に記載しております。

(2) コーポレートガバナンス報告書「1.1. 基本的な考え方」に記載しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針については、取締役会にて決議を行っており、その内容をコーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書及び当社ホームページにて開示しています。

(4) 取締役候補の指名を行うにあたっての方針・手続きにつきましては、社内規程等で定めておりませんが、法定要件を踏まえ、その知識・経験・能力のバランスや人格・見識等を勘案したうえで、その職責を全うするにふさわしい人物を取締役会の決議により選任しております。また、経営陣幹部及び取締役の解任につきましては、中長期的な会社業績等の評価を踏まえ、期待されている役割を果たしていないと認められる場合には、取締役会で審議の上、決議することとしております。

監査役については、「監査役監査基準」に選任手続等を記載しており、取締役が株主総会に提出する監査役の選任議案について、同意の可否を審議しなければならないとしております。また、選定基準についても同基準にて記載しており、業務執行者からの独立性の確保等による適格性や法務、財務、会計知識についての知見の有無等を総合的に判断して選定しております。

(5) 取締役及び監査役の選解任理由につきましては、株主総会招集通知に記載することを予定しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任範囲の開示】

取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている事項のほか、定款で定めた事項や戦略的な方策等を決定しており、重要性に応じて意思決定の観点から各取締役、執行役員、部長へと業務を委任しております。取締役会規則、業務分掌規程、決裁権限基準等の社内規程にて取締役会、社長、専務、部長の権限を定めており、当該規程に応じて業務を委任することとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、東京証券取引所が定める独立社外取締役の基準を踏まえ、独立性が担保された独立社外取締役を2名選任しております。独立社外取締役は、必要に応じて代表取締役社長及び取締役に説明や再考を求めるなど、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の独立社外取締役は、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準を参考に、当社が定めた選任基準（社外役員の独立性判断基準）を充たしていることに加え、豊富な経験と高い見識に基づいて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を選定しております。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続の開示】

当社の取締役会は、定款において取締役8名以内とされておりますが、現時点においては技術開発事業部、管理部、プロダクト事業本部、マーケティング統括部の行う各業務に精通した4名の社内取締役と2名の社外取締役に構成されており、現在の企業規模においては、取締役会の規模は適正で、かつ、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備えていると考えております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社役員の兼任状況】

当社の取締役・監査役の中で、他の上場会社の役員を兼務している者はありません。また、当社の代表取締役及び社外監査役は、他の未上場会社の役員を兼務している者もありますが、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を、当社の取締役・監査役の業務に振り向けているものと考えております。

当社の取締役及び監査役の他社での兼務状況は、株主総会招集通知および有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保】

当社では、2018年1月期より取締役会全体の実効性について、各取締役に対するアンケートを配布し回答結果を集計し、その結果を評価分析しております。また、当該結果の概要につきましては適時適切に開示してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役・監査役がその役割・責務を果たしていくために必要となる知識の習得のために、各取締役・監査役の職務執行や取締役・監査役としての役割・責任の理解に必要と考えられる外部研修を選定し、スケジュール化した上で各取締役・監査役に研修への参加を促しております。

また、当該外部セミナー等、取締役・監査役の知識の習得や研鑽のために生じた費用等については、取締役・監査役の請求により、会社にてその費用を負担しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話の申し込みに対しては、前向きに対応しております。株主との建設的な対話促進のために、株主からの対話（面談）の対応部署を経営企画室と定め、経理財務担当やマーケティング担当等と有機的な連携をとることとしております。

主要な機関投資家及び対話の申し込みのあった機関投資家に対しては、主に経営企画室にて業績開示後の個別ミーティングを実施しております。

また、現在は株主構成を鑑み、海外機関投資家に対して定期的な個別ミーティングは実施しておりませんが、対話の申し込みのあった海外の機

関投資家に対しては、経営企画室にてテレフォンカンファレンスを実施し当社および製品の理解に努めております。  
 また、株主との対話の際には、開示済みの内容をもとに対話することによってインサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

|           |       |
|-----------|-------|
| 外国人株式保有比率 | 10%未満 |
|-----------|-------|

【大株主の状況】

| 氏名又は名称                    | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|---------------------------|-----------|-------|
| 齋藤 晶議(戸籍名:齋藤 章浩)          | 5,568,000 | 37.59 |
| 大坪 慶穰(戸籍名:大坪 克也)          | 2,236,000 | 15.09 |
| 松倉 二美                     | 1,123,200 | 7.58  |
| 株式会社プロシードゥス               | 900,000   | 6.07  |
| 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)    | 631,900   | 4.26  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 492,600   | 3.32  |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)           | 328,000   | 2.21  |
| ネオジャパン従業員持株会              | 310,200   | 2.09  |
| エクイニクス・ジャパン・エンタープライズ(株)   | 264,000   | 1.78  |
| SMBC日興証券株式会社              | 230,900   | 1.55  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ―― |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明

3. 企業属性

|                     |              |
|---------------------|--------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部       |
| 決算期                 | 1 月          |
| 業種                  | 情報・通信業       |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 100億円未満      |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 10社未満        |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

【取締役関係】

|                                        |        |
|----------------------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数                             | 8 名    |
| 定款上の取締役の任期                             | 2 年    |
| 取締役会の議長                                | 社長     |
| 取締役の人数 <span>更新</span>                 | 6 名    |
| 社外取締役の選任状況                             | 選任している |
| 社外取締役の人数 <span>更新</span>               | 2 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span>更新</span> | 2 名    |

|                           |
|---------------------------|
| 会社との関係(1) <span>更新</span> |
|---------------------------|

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 尾崎 博史 | 税理士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 松本 滋彦 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

|                           |
|---------------------------|
| 会社との関係(2) <span>更新</span> |
|---------------------------|

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                         |
|-------|------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 尾崎 博史 | ○    | ――           | 税理士として数多くの顧問先関わっている経験をもとに、幅広いビジネスに関する知見及び経営全般に関する見識を当社の経営強化に活かしていただくため社外取締役として選任しております。また、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |

|       |   |    |                                                                                                                                                                             |
|-------|---|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 松本 滋彦 | ○ | —— | 長年にわたり金融機関で幅広く法人業務に携わるとともに、システム開発等を行う事業会社の経営に携わったことによる豊富な経験と幅広い見識を当社の経営強化に活かしていただくため社外取締役として選任しております。また、同氏は当社及び当社の経営陣から独立した立場にあり、一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないと判断し、独立役員として指定しております。 |
|-------|---|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |
|----------------------------|----|

【監査役関係】

|            |              |
|------------|--------------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している       |
| 定款上の監査役の員数 | 員数の上限を定めていない |
| 監査役の人数     | 3名           |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役につきましては、常勤1名、非常勤2名の計3名で監査役会が構成されており、3名とも社外監査役であります。監査役は、取締役会に出席し、取締役の意見聴取や資料の閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しているほか、監査役会を原則として月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行っております。

会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。監査役は会計監査人から会計監査の結果報告を受けるとともに、会計監査の一環として把握された内部統制の運用状況についての報告を受けております。

内部監査につきましては、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者3名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、内部監査を実施しております。監査役は、必要に応じて内部監査担当者から内部監査の状況の報告を受けております。

上記のほか、監査役、会計監査人、内部監査担当者は監査の有効性および効率性を高めることを目的として定期的に三様監査会議を開催し、それぞれの監査で得られた情報の共有化を図っております。

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況             | 選任している |
| 社外監査役の人数               | 3名     |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3名     |

会社との関係(1)

| 氏名    | 属性       | 会社との関係( ) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 松尾 勤  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 藤井 正夫 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 岩崎 俊男 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- 会社との関係についての選択項目
- 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
- 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - m その他

## 会社との関係(2)

| 氏名    | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                  |
|-------|------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 松尾 勤  | ○    | ——           | 金融機関等における豊富な経験と幅広い見識などに基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。              |
| 藤井 正夫 | ○    | ——           | 弁護士としての豊富な経験と知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。  |
| 岩崎 俊男 | ○    | ——           | 金融機関等における豊富な経験と幅広い見識および他社の監査役としての経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。 |

### 【独立役員関係】

独立役員の人数 更新 5 名

その他独立役員に関する事項

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

長期的な企業価値向上と更なる業績向上への意欲や士気を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブとしてストックオプション制度を導入しております。

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決定された限度額の範囲内で、経営内容及び経済情勢を勘案し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議で決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは管理部および経営企画室が行っております。また、非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役会

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成され、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項を決定するとともに業務執行状況の監督を行っております。取締役会は、原則として月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて随時開催し、経営意思決定の迅速化を図っております。

### 2. 監査役及び監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、そのうち1名は常勤監査役であります。監査役会は原則として月1回開催し、監査状況の確認及び協議を行うほか内部監査担当者や会計監査人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。監査役は、取締役会に出席し、取締役の意見聴取や資料の閲覧等を通じて業務監査、会計監査を実施しております。また、常勤監査役においては、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役の業務執行状況を十分に監査できる体制となっております。

### 3. 内部監査担当

当社は、独立した内部監査室は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者3名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように法令の遵守状況及び業務活動の効率性などについて、内部監査を実施し、代表取締役に監査結果を報告するとともに被監査部門に対して業務改善に向け具体的に助言・勧告を行っております。また、内部監査担当者は、監査役、会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役6名(うち社外取締役2名)による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、3名全員が社外監査役である監査役による業務執行の客観的・中立的な監査のもと経営の公正性と透明性を維持しており、効率的な経営システムと経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと判断し、上記の体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                                                      | 補足説明                                    |
|------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                        | 株主総会の招集通知につきましては、可能な範囲で早期発送に取り組んでまいります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                                      | 株主総会の開催日につきましては、集中日を避けるように留意してまいります。    |
| 電磁的方法による議決権の行使                                       | 今後検討していくべき課題と認識しております。                  |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加<br>その他機関投資家の議決権行使環境<br>向上に向けた取組み | 今後検討していくべき課題と認識しております。                  |
| 招集通知(要約)の英文での提供                                      | 今後検討していくべき課題と認識しております。                  |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                | 代表者<br>自身に<br>よる説<br>明の有<br>無 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------|-------------------------------|
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 年数回、説明会を開催することを予定しております。                            | なし                            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 本決算発表後に、決算説明会を開催する予定であります。                          | あり                            |
| IR資料のホームページ掲載           | 当社ホームページにIR情報ページを設け、決算短信、決算説明会資料および適時開示資料等を掲載いたします。 |                               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 経営企画室が担当いたします。                                      |                               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                           | 補足説明                                                      |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ステークホルダーの的確な理解を得るため、企業活動における会社情報の適時・適切な開示に取り組んでいく方針であります。 |

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、平成28年3月15日開催の取締役会において、「内部統制システム基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた事項は以下のとおりであります。

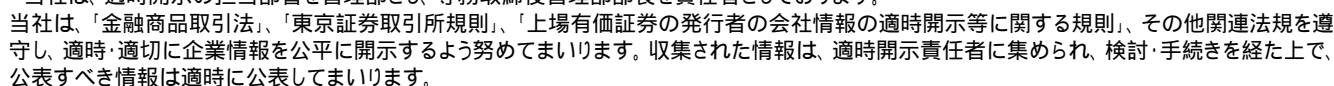
- a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- e 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- g 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- h その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

当社は、管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積を図るとともに、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報収集、相談を図れる体制を整備しております。また、同センターが開催する「不当要求防止責任者講習」を受講することで、反社会的勢力による被害を防止する体制の構築に努めております。

また、「反社会的勢力調査マニュアル」を作成し、新規取引先については、上記で社内に蓄積されている情報や日経テレコンの記事検索等を利用して、事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する「取引基本契約」やサービス利用約款において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込むこととしております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

